

## 特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

### 【介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは】

介護職員／福祉・介護職員の処遇改善についてこれまで取り組みが行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員／福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、令和元年 10 月消費税引き上げに伴う報酬改定において「介護職員／福祉・介護職員特定処遇改善加算」が創設されました。この加算取得のためには、下記の 3 つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 処遇改善加算 I～IIIのいずれかを取得していること
- (2) 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- (3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### 【「見える化」要件とは】

介護職員／福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記算定要件についての具体的な取り組み内容を「見える化」＝「情報公開制度や法人ホームページを活用するなどして、外部から見える形で公開すること」が求められます。

### 【加算の取得状況】

○就労継続支援 B 型事業・就労継続支援 A 型事業

福祉・介護職員処遇改善加算 I

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 I

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

### 【具体的な取り組み】

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する略痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善